

乗合バス上限運賃改定審議資料

長電バス(株)(長野県・長野ブロック)

平成26年6月5日
自動車局旅客課

目 次

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容 . . . 1

長電バス(株) (長野県・長野ブロック)

I. 事案一覧 2

II. 査定内容 3

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容の変更について

事業者名	長電バス(株)	
前々回改定実施年月日	平成19年4月1日	
前々回平均改定率	8.4%	
前回改定実施年月日	平成24年7月1日	
前回平均改定率	11.9%	
現行上限運賃と改定運賃の比較	現行上限運賃	申請上限運賃
キロあたり賃率 (うち消費税引上げ分)	50円20銭	57円80銭【⇒55円90銭】 (1円60銭)【⇒(1円50銭)】
初乗り運賃 (同乗上)	170円	200円【⇒180円】 (10円)【⇒(10円)】
平均改定率 (同乗上)	13.00%【⇒9.20%】 (2.76%)【⇒(2.86%)】	
申請年月日	平成26年2月14日【⇒変更申請:平成26年5月9日】	
実施予定日	平成26年6月1日【⇒平成26年7月1日以降】	

※上記の申請内容は、上限運賃の変更(引上げ)に係るもの。なお、平成26年4月1日からの消費税引上げ分の改定については、通常改定により算出された上限運賃額に対し、消費税引上げに伴う上限運賃変更認可に係る処理方針に基づく方法により算出している。

※平成26年6月1日(予定)から実際に利用者から収受する運賃については、通常改定分及び消費税引上げ分の申請の両方の認可を受けた後の上限運賃の範囲内で設定・実施されることになる。

※平成26年5月9日付けで提出された変更申請(変更後)の内容については、【 】に記載。

I 事案一覧表

長電バス(株)

申請 年月日	申請者	申請内容	査定
<p>申請 平成26年2月14日</p> <p>変更申請 平成26年5月9日</p> <p>諮問 平成26年4月3日</p> <p>諮問事項変更 平成26年5月27日</p>	<p>長電バス(株)</p> <p>代表者 ゆもと たかくに 湯本 卓邦</p> <p>資本金 100 百万円</p> <p>株主 ① 長野電鉄(株)</p> <p>許可キロ 1,464.6 キロ</p> <p>申請地域キロ 244.5 キロ</p>	<p>現行</p> <p>[対キロ区間制]</p> <p>基準賃率 50円20銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍</p> <p>2.0 km をこえ 10.0 km まで : 基準賃率の 1.00 倍</p> <p>10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍</p> <p>20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍</p> <p>30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 170円</p> <p>申請</p> <p>[対キロ区間制]</p> <p>基準賃率 55円90銭 (うち消費税引上げ分1円50銭)</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍</p> <p>2.0 km をこえ 10.0 km まで : 基準賃率の 1.00 倍</p> <p>10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍</p> <p>20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍</p> <p>30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 180円 (うち消費税引上げ分10円)</p>	<p>申請どおり</p>

Ⅱ 査定内容

(長電バス株)

1. 申請理由

マイカー普及、運転免許保有者の増加、少子化などの影響による利用者の減少に加え、燃料費の高騰による収支悪化及び平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴う運賃改定のため。

2. 申請者の概要

(1) 事業別収入ウェイト及び収支率

事業別	規模	収入ウェイト	収支率
一般乗合	104 両	42.9 %	83.0 %
高速バス	7 両	10.4 %	111.2 %
一般貸切	45 両	40.6 %	99.0 %
管理の受委託	31 両	5.2 %	29.0 %
整備部門	—	0.9 %	188.7 %
全事業		100.0 %	83.1 %

(2) 配当額 — 千円

(3) 累積欠損 — 百万円
(全事業)

(4) 乗合バス運賃制度別収入ウェイト

対キロ区間制	100.0 %
合計	100.0 %

3. 前回改定

平成24年7月1日

平均改定率 11.9 %